持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示

第一　次に掲げる告示の規定中「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」を「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養」に改める。

一　生活保護法第五十二条第二項の規定による診療方針及び診療報酬（昭和三十四年厚生省告示第百二十五号）第二号

二　平成十九年厚生労働省告示第百八号（医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の件）第二条第二号

第二　次に掲げる告示の規定中「第十条第一項第一号ハ」を「第十条第一項第一号ホ」に、「第十一条の三の六第一項第一号ハ」を「第十一条の三の六第一項第一号ホ」に、「第二十三条の三の五第一項第一号ハ」を「第二十三条の三の五第一項第一号ホ」に改める。

一　健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成八年厚生省告示第二百三号）第一号の表規則第五十八条第一号又は第二号に該当する者の項

二　後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成十九年厚生労働省告示第三百九十五号）第一号の表規則第三十五条第一号に該当する者の項

第三　健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第四百八十八号）の一部を次のように改正する。

第一号中「第五号に規定する指定難病の患者」を「難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項に規定する指定特定医療を受ける同項に規定する指定難病の患者（次号において「指定難病の患者」という。）」に改める。

第二号中「第五号に規定する」を削る。

第五号を削る。

○厚生労働省告示第百五十七号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二十三項の規定に基づき、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等（平成十九年厚生労働省告示第二百号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第4中25を26とし、20から24までを21から25までとし、19の次に次のように加える。

20　サルモネラ属エンテリカ血清型タイフィTy21a株

○厚生労働省告示第百五十八号

健康増進施設認定規程（昭和六十三年厚生省告示第二百七十三号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第二条第一号中「もの」の下に「（以下「運動健康増進施設」という。）」を加え、同条第二号中「もの」の下に「（温泉利用を安全かつ適切に行うことのできる施設（以下「温泉利用施設」という。）と運動健康増進施設が近接していることその他の事情により一体となって運営されていると認められるもの（以下「連携型施設」という。）を含む。）」を加える。

第三条第二項第二号中「所在地」の下に「（連携型施設に係る申請の場合にあっては、温泉利用施設及び運動健康増進施設の名称及び所在地）」を加え、同項第三号中「概要」の下に「（連携型施設に係る申請の場合にあっては、温泉利用施設及び運動健康増進施設の概要）」を加え、同条第三項第二号中「掲げる施設」の下に「（連携型施設を除く。）」を加え、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　申請施設が連携型施設である場合　次に掲げる書類

イ　運動健康増進施設に係る第一号イから力までに掲げる書類

ロ　温泉利用施設に係る次に掲げる書類

(1)　第一号イ、ロ、ニ及びヌから力までに掲げる書類

(2)　第二号ロからニまでに掲げる書類

(3)　身体測定及び応急処置の実施のための設備の種類及び数並びに配置を記載した書類

(4)　身体測定、生活指導及び応急手当を行う者の数及び勤務状況を記載した書類

(5)　健康状態の把握、身体測定及び生活指導の対象とする者を記載した書類

(6)　健康状態の把握、身体測定の方法を記載した書類

第四条第二号中「掲げる施設」の下に「（連携型施設を除く。）」を加え、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　申請施設が連携型施設である場合　次に掲げる基準

イ　運動健康増進施設にあっては、第一号イからルまでに掲げる基準

ロ　温泉利用施設にあっては、次に掲げる基準

(1)　第一号ハからホまで及びリからルまでに掲げる基準

(2)　第二号ロからニまでに掲げる基準

(3)　身体測定を行うための設備を備えていること。

(4)　身体測定、生活指導及び応急手当を行う者を配置していること。

ハ　運動健康増進施設と温泉利用施設が近接していることその他の事情により一体となって運営されているとともに、これらの施設が連携して適切な健康指導を提供する場を有すること。

第八条第一項中「若しくは同項第三号ニからへまで」を「同項第三号ロ(3)若しくは(4)若しくは同項第四号ニからへまで」に、「同項第三号ロ及びハ」を「同項第三号ロ(5)若しくは(6)若しくは同項第四号ロ及びハ」に改める。

第十五条の見出し中「フレキシブルディスク」を「電磁的記録媒体」に改め、同条第一項中「記録したフレキシブルディスク」を「記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）」に、「フレキシブルディスク等」を「電磁的記録媒体等」に改め、同項第一号中「若しくは同項第三号ロからへまで」を「、同項第三号ロ(3)若しくは(4)又は同項第四号ロからへまで」に改め、同条第二項中「フレキシブルディスク」を「電磁的記録媒体」に改め、同条第三項中「フレキシブルディスク等」を「電磁的記録媒体等」に改める。

○厚生労働省告示第百五十九号

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百十八条の三第四項第二号ロ及び第三号イ(2)の規定に基づき、雇用保険法施行規則第百十八条の三第四項第二号ロ及び第三号イ(2)に規定する厚生労働大臣が定める研修（平成二十七年厚生労働省告示第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第二条の表特定非営利活動法人くらしえん・しごとえんの項中「平成二十八年三月三十一日まで」を「平成三十一年三月三十一日まで」に、「第1号職場適応援助者養成研修」を「くらしえん・しごとえん訪問型職場適応援助者養成研修」に改める。

第三条の表特定非営利活動法人くらしえん・しごとえんの項中「平成二十八年三月三十一日まで」を「平成三十一年三月三十一日まで」に、「第2号職場適応援助者養成研修」を「くらしえん・しごとえん企業在籍型職場適応援助者養成研修」に改める。